

# 横浜市立四季の森小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 14 日策定

平成 30 年 2 月 22 日改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校学区は相鉄線鶴ヶ峰・JR 線中山から一定の距離があり、通学路上に街道や国道などの幹線道路がない。近隣には県立四季の森公園や横浜動物園ズーラシア等があり、豊かな自然や文化施設に囲まれた地域である。住宅の構成は団地と戸建てとなっており、団地には高齢者の方が比較的多い。学校周辺の公園の美化や学校・地域の行事などには地域の様々な方が関わってくださっているが高齢の方が中心で、いわゆる子育て世代の学校・地域への関わりが少ないという意見もある。また、児童数減少に伴い、PTA 活動に積極的に関わろうとする保護者が限られているという傾向もある。しかしながら、いじめや暴力の根絶は地域・保護者・学校の共通した願いであり、「いじめを逃さない」「いじめ・暴力は決してしてはいけないこと」という意識を啓発しながら3者が連携して子どもを育ててゆくことが大切である。

そこで本校では、次のような取組をもとに、いじめの防止・早期発見・いじめの解消に全職員で取り組んでいきたい。

- ① 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」や定期的な実態調査を実施し、受容的な学級づくりや環境づくりに努める。
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに「いじめ防止対策委員会」を定期的開催に、組織的な対応力の向上を図る。
- ③ 保護者との日常的なコミュニケーションを図るとともに学校外の関係機関との連携・協働を密にする。
- ④ より効果的な職員研修を実施し理解を深める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ・委員会の構成員

校長 副校長 教務主任 児童支援専任 特別支援コーディネーター 養護教諭

必要に応じて各学年主任、学級担任、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ・委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を月に1回必ず開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、それぞれの事案の進捗の管理を行う。

### ・委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する

#### ●早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口を設置する
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

#### ●取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

- ・ 「Y-P アセスメント」を実施し、学級の実態に応じて「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実施し、受容的な学級づくりや環境づくりに努める。
- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を定期的に実施し、必要な対策を児童及び保護者に発信する。

## ② いじめの早期発見

- ・いじめの相談・通報窓口を児童支援専任が行い、職員会議等の場で全職員で児童理解に努める。
- ・いじめに関するアンケートを定期的実施し、実態を把握するとともに組織的に迅速に対応する。
- ・保護者との日常的なコミュニケーションを図るとともに関係機関との連携・協働を密にする。

## ③ いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、情報共有し事実把握、支援・指導を行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校で組織的対応をする。
- ・本委員会に於いて情報共有・事実関係の確認・ケースカンファレンス等を行い、対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通し、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・必要に応じて、随時、関係機関との連携をして対応する。

## ④ いじめの解消

教育的観点からいじめを受けた児童・いじめを行った児童の経過を追い、再発等の防止を図る。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも①いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

日々再発防止に向け、当該いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察を続ける。

## ⑤ 教職員等への研修

「YP アセスメントシート活用研修」「子どもの社会的スキル横浜プログラム活用研修」等、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を実施する。

### 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「上白根中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

## ⑥ 取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4月	組織の役割の確認、新年度の児童の実態把握・情報収集 前年度からの引き継ぎ	入学式 学校説明会 家庭訪問
5月	学校の状況・児童の実態の共通理解、情報交換	学校運営協議会
6月	YP アセスメントの研修及び実施	
7月	学校の状況・児童の実態の共通理解、情報交換 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話合い） 夏季児童理解・特別支援研修 いじめアンケートの実施	個人面談 学家地連
8・9月	YP アセスメント分析及び子どもの社会的スキル横浜プログラム研修 夏季休業明けの学校の状況、児童の実態の共通理解 いじめアンケートまとめ（必要に応じて児童への聞き取り・支援等）	
10月	学校の状況・児童の実態の共通理解 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	
11月	学校の状況・児童の実態の共通理解 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	学校運営協議会 個人面談 （4年～三者）
12月	学校の状況・児童の実態の共通理解 人権週間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン（アンケートの実施・まとめ）	
1月	学校の状況・児童の実態の共通理解	学家地連
2月	学校の状況・児童の実態の共通理解	学校運営協議会 学校報告会
3月	学校の状況・児童の実態の共通理解 次年度に向けてのまとめと引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

## 4 重大事態への対処

### ・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### ・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。